

令和5年9月6日

学校体育施設開放利用者の皆様へ

文化スポーツ課長
坂野 隆幸

グラウンドの放置釘の取り扱いについて（お願い）

先般、県内他市の多目的広場のグラウンドに放置された釘で、子どもが10針を縫う大けがを負ったことが報道されました。

これは、ソフトボールの練習をしていた男子児童が、二塁へ滑り込んだところ、突き出ていた釘が左膝に刺さり、8cm以上の裂傷を負ったものです。

釘はベースを置く際の目印として使用した後、取り除かれずに残っていたものとみられています。

犬山市内の学校施設については、学校活動として必要な物を除き、すべての釘を撤去しました。

については、本施設で同様の事故を防ぐため、下記のとおり、放置釘の取り扱いについて、利用者の皆様にはご協力をお願いします。

記

1. 次回利用するための目印に便利だからという理由で、安易にグラウンドに釘などを打たないようお願いします。
2. やむを得ず釘などを打った場合は、本数を把握し、利用日当日の終了時に、必ず抜いて原状復帰してください。
利用日以降も目印が必要な場合は、釘以外での目印設置を検討しますので、各学校体育施設開放運営委員会にご相談ください。
3. 利用する際に、グラウンドの状態を確認し、万一危険な状態を確認した場合は、下記までご連絡ください。

連絡先 文化スポーツ課 スポーツ担当
T E L （ 0 5 6 8 ） 4 4 - 0 3 5 2